

- ◇行政や多様な団体との連携による地産地消の促進
- ◎協同活動の実践による地域とのつながり強化
 - ◇多様なツールによる組合員の意思集約と反映体制の確立
 - ◇総合事業の強みを活かした地域活性化への取り組み
 - ◇あぐりん活動の展開による食と農に関する理解促進
 - ◇女性部の拡充と活動の活性化
 - ◇行政や多様な団体と連携した地域社会への貢献
 - ◇生活事業を通じた長寿化社会への貢献
- ◎情報発信の充実による食と農への理解促進
 - ◇JA事業・活動の情報発信による対外広報の充実
 - ◇農業体験を通じた食農教育活動の展開
 - ◇「農業の応援団」としての准組合員の拡大
- ◇収益の多様化による経営基盤の強化
- ◇資産の有効活用と処分に向けた取り組み
- ◇適切なリスク管理態勢の構築
- ◇経営管理の向上による安定した事業利益の確保
- ◎経済事業の収支改善の実践
 - ◇農業関連施設等の収支構造の見直し
 - ◇国産原料・品質にこだわった明方ハムの消費拡大
- ◎中期要員計画に基づく要員管理の実践
 - ◇総要員数の適正化
 - ◇エリア戦略による適材適所な人員配置
 - ◇組合員・利用者に必要なサービスを維持・提供するための業務の効率化、合理化
 - ◇将来を見据えた人材育成と職員の資質向上
 - ◇働きやすい職場環境の整備

《Ⅲ．自己改革を支える経営基盤の強化》

- ◎総合的な経営改革の実践
 - ◇相談業務の強化による組合員・利用者との信頼関係の構築

経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。